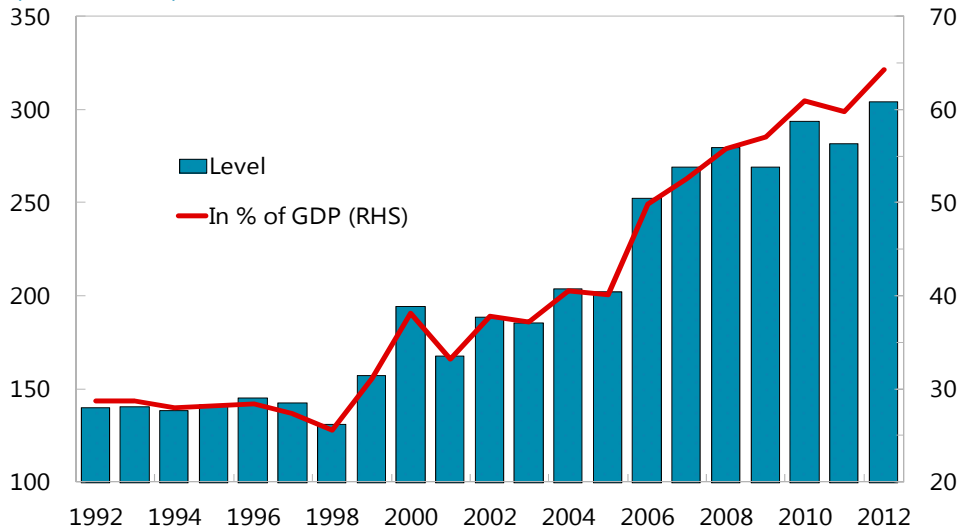


つまりここでのメッセージは明確です。すなわち、デフレスパイラルから脱却し好循環を生み出すためには賃金の上昇が必要なのです。賃金の上昇を企業が消費者に転嫁することができれば、名目賃金の上昇により、日本銀行が、金融政策に過度の負担をかけるというリスクをとることなく、そのインフレ目標を一段と早く達成することができるでしょう。また、所得の上昇は、総需要を支え企業が投資を拡大する好条件を生み出すことでしょう。

たしかに、賃金は自律的な成長に順調に移行するための要素のひとつにすぎません。また、デフレ心理の他の残骸を取り除くことも必要です。金融機関は、日本銀行で過剰に準備金を積み増すのではなく、国内外で新たな融資機会を積極的に求めていく必要があります。輸出業者は、円安を生かし市場シェアを積極的に拡大していく必要があります。また、企業は、賃金の増額の他に、投資を拡大し配当金を増やすなど、留保利益や増加した評価額を有効に活用しなければなりません。

Japan: Corporate Sector Retained Earnings

(In Trillion Yen)



Source: CAO via Haver analytics

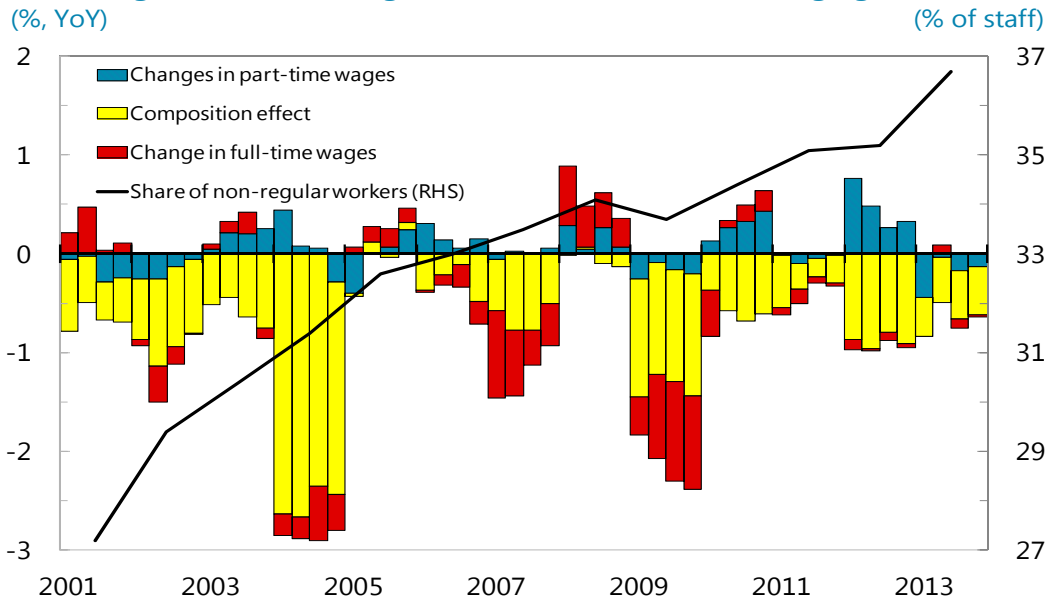
II. 賃金上昇を妨げる要因

他の国と比較すると、日本は、名目賃金の下方柔軟性と上方硬直性が顕著です。日本銀行の2%インフレ目標が信認を得ており基調インフレは明らかに上向いているのに、賃金はむしろ低迷を続けているようです。これは実際驚くべきことです。日本での賃金の上昇を長いこと抑制してきたのは構造的要因であり、また、経済情勢が変化するなか調整面での問題も乗り越えなければなりません。

- 一般的に労働者の水平的移動度が低いなか、**非正規労働者が出現しました**。これは労働市場の柔軟性の向上に貢献しましたが、企業と非正規労働者は、企業固有の人的資源に投資する動機をほとんど持たず、生産性の伸びを妨げています。相対的に非正規労働者の賃金は低いことから、労働人口に占める比率が高まったことで基本賃金全体の伸びを押し下げています。

- 国際競争が激化し他国による技術面での追い上げが進むなか、アベノミクス実施以前の一貫した通貨高からくる**競争力への懸念**も要因としてあります。その結果、国内の賃金上昇は限定的となり、海外での生産や外注が増加しました。
- **脆弱な中小企業部門**。同部門は雇用の70%近くを占めますが、昨年の好調な状況下でも、円安に転じたことによるエネルギー価格の上昇や輸入中間財のコスト上昇により、アベノミクスの恩恵を受けていない可能性があります。
- **調整問題**。日本の低成長とデフレの歴史、公式または事実上の物価スライド賃上げの欠如、そしてセグメント化された労働市場を踏まえれば、市場原理に委ねるならば、企業は他の企業による賃金上昇に便乗したいと考えるでしょう。こうした調整問題は、毎年4月の賃上げ交渉（「春闘」）の重要性が失われるにつれて拡大しました。現在は、企業レベルの収益性が支配的な役割を果たしており、特に大企業では、賞与や残業手当が報酬の大きな割合を占めています。

The rising share of non-regular workers has reduced wage growth



Source: Haver Analytics, IMF staff estimates

III. 賃金を上昇させる方策

アベノミクスの第3の矢である、より大規模で公平な労働力参加を伴い、一段と力強く競争力ある企業セクターを作り出すための大胆な成長改革で、構造的な要因に対処する必要があります。たとえば、二極化した労働市場を是正する措置と、労働市場の柔軟性と労働者の生活の安定を組み合わせさせたモデル（フレキシキュリティ）へ段階的にシフトしていくことで、報酬全体の成長を押し上げることができるかもしれません。

しかし、近い将来調整を強化する方法はあるのでしょうか。安倍総理大臣は、利益を生み出している企業に賃金を上げるようはっきりと要求するなど、「道徳的説得」を足場としています。この戦略が発展した結果、安倍内閣は第三者委員会（TC）を設置するなど、「社会

協議」というより広い政策に移行しました。ここで政府は、雇用者と労働組合の協議により直接的に関与します。政府は最近、国家公務員の給与 7.8%引き下げ措置を延長しないことを決定しました。この措置は大震災の復興財源を捻出するために 2012 年に導入され、2014 年 4 月 1 日に終了します。この決定も、地方公務員の給与を引き上げる可能性があります。

こうした措置を補完するものとして、賃金上昇に対する税制優遇措置も導入されました。特に、人件費の増加額の 10%が税額控除の対象となったことで、企業の賃金支払額は 2%上昇、2017 年までに段階的に 5%まで上昇する見込みです。

有効性を高めるために、税額控除を拡大しつつ、こういった措置を恒常的なものとする、あるいは基本賃金の上昇のみをより重視することができるでしょう。しかし、この措置はよく知られている死重的損失（企業が最終的に行った可能性もある賃金引き上げに対するインセンティブを受け取ること）を引き起こす可能性があります。

最後に、日本の最低賃金は、OECD 諸国の中で最低水準です。暫定的な証拠（県別のデータを使用）では、最低賃金と基本賃金の間に正の相関関係が見られます。よって、非正規労働者や中小企業部門で雇用の喪失を引き起こす可能性があるものの、通常より高めに最低賃金を上げると賃金の伸びを促進する可能性があるのです。